

資料 1 反問権及び反論権に関する条例文

	反問権	反論権	総 括		備考	
			反問の行使	反論の行使		
彦根市 (滋賀県)	<p>(質疑、質問等の原則)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>2 議長および委員長は、<u>質疑および質問に対し、論点を整理するため、答弁者の反問を認めることができるものとする。</u></p>	<p>同左</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>3 議長は、<u>議員または委員会による条例の提案および議案の修正の提案に対し、市長その他執行機関の長が反対の意見を述べる機会を与えることができるものとする。</u></p>	場 面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑及び質問 	<p>議員または委員会による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の提案 ・ 議案の修正の提案 	反論権の 行使 無
			行 使 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答弁者 <p>反問を認めることができる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長 ・ その他執行機関の長 <p>反対の意見を述べる機会を与えることができる</p>	
板橋区 (東京都)	<p>(区長等の反問権及び反論権)</p> <p>第 14 条 区長等は、本会議の審議に必要な説明のため議長から出席を求められた場合において、議員から受けた質問の内容を明らかにし、又は整理する必要があると認めるときは、議長の許可を得て、<u>当該質問の内容、趣旨、背景又は根拠を確認することができる。</u></p>	<p>同左</p> <p>第 14 条 (略)</p> <p>2 区長等は、本会議の審議に必要な説明のため議長から出席を求められた場合において、<u>議員又は委員会から提出された条例案（区長が提出した条例案に対する修正案を含む。）に係る争点を明らかにし、及び議論を深める必要があると認めるときは、議長の許可を得て、意見</u>を述べる ことができる。</p> <p>3 区長等が委員会の審査又は調査に必要な説明のため委員長から出席を求められた場合については、前 2 項の規定を準用する。この場合において、前 2 項中「審議」とあるのは「審査又は調査」と、「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。</p> <p>4 全各項に定めるもののほか、反問権及び反論権の行使に関し必要な事項は、別に定める。</p>	場 面	<p>議員から受けた質問の内容を明らかにし、又は整理する必要があると認められた時に、以下を確認することができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該質問の内容 ・ 質問の趣旨 ・ 質問の背景又は根拠 	<p>議員または委員会から提出された以下の事項に対して、争点を明らかにし、及び議論を深める必要があると認められた場合には、意見を述べる ことができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例案（区長が提出した条例案に対する修正案を含む） 	反論権の 行使 無
			行 使 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長等 <p>確認することができる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長等 <p>意見を述べる ことができる</p>	

議員 [質疑・質問]

市長 議長、市長（挙手）

議長 市長（指名）

市長 ただいまの○番□□議員の△△について、趣旨を確認したいため、反問の許可を願います。
議長 ただいまの反問については、これを許可します。

市長 ○番□□議員の△△については、××ということの趣旨でよろしいですか。

議長 ○番□□議員（指名）

議員 ただいまの市長からの反問について、お答えします。△△については、●●ということです。以上で、反問に対する回答といたします。

	(従来方式)	(新たな方式)
質問と答弁の方法	議員が質問事項をすべて一括して質問し、その後、市長などがその質問事項について一括して答弁を行います。 通告した質問が全部終わった後の再質問は、一問一答方式で行います。	1つの質問事項を質問した後、市長などがその質問事項について答弁を行い、その後に次の項目を質問します。 再質問からではなく、1回目から一問一答方式で行います。
時間	答弁を含めて1人60分以内	答弁を含めて1人60分以内
質問回数	制限なし	制限なし
質問の場所	一括質問は演壇(市長等と非対面)。 再質問は質問席。	質問席(市長等と対面)
質問と答弁の流れの例	○議員 ・1の質問(課長へ) ・2(1)の質問(市長へ) ・2(2)の質問(課長へ) ↓ ○執行部 ・2(1)に対する答弁〔市長〕 ・1に対する答弁〔課長〕 ・2(2)に対する答弁〔課長〕 ↓ ○議員 ・2(1)の再質問(市長へ) ↓ ○執行部 ・2(1)の再質問に対する答弁〔市長〕 ↓	○議員 ・1の質問(課長へ) ↓ ○執行部 ・1に対する答弁〔課長〕 ↓ ○議員 ・2(1)の質問(市長へ) ↓ ○執行部 ・2(1)に対する答弁〔市長〕 ↓ ○議員 ・2(2)の質問(課長へ) ↓ ○執行部 ・2(2)に対する答弁〔課長〕 ↓